

改正

平成25年 2 月15日 告示第 4 号の 5

平成28年 3 月25日 告示第27号の 2

平成28年 3 月28日 告示第67号

平成31年 2 月 8 日 告示第13号

令和元年 8 月27日 告示第19号

令和元年 9 月26日 告示第31号

長泉町中小企業産学共同研究支援補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、新技術の導入や技術の高度化を図ることを目的に、大学等の教育研究機関との共同研究を実施した町内に事業所を有する中小企業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定するものをいう。以下同じ。）に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、長泉町補助金等交付規則（昭和54年長泉町規則第10号）及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「大学等」とは、大学、短期大学及び工業高等専門学校をいう。
- (2) 「産学共同研究」とは、中小企業者が大学等と実施する共同研究をいう。

(補助対象者)

第 3 条 補助金の交付を受けることができる者は、町内に事業所を有する中小企業者で、町税等の未納がないものとする。

(補助対象)

第 4 条 補助の対象となる研究は、町内に事業所を有する中小企業者が行う令和 7 年 2 月28日までに完了予定の産学共同研究で次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 製品の開発又は改良に関する研究
- (2) 技術の開発又は改良に関する研究
- (3) 製造方法の開発又は改良に関する研究
- (4) ソフトウェアの開発又は改良に関する研究

(5) その他町長が認めた研究

- 2 前項に掲げた研究において、同一の分類の製品等（分類とは直近の総務省・経済産業省工業統計調査で使用する商品分類表の小分類を基準とする。）に関する研究については、補助期間の限度を3年とする。ただし、町長が特に必要と認めたときは、その期間を延長することができる。

一部改正〔平成25年告示4号の5・28年27号の2・令和元年19号〕

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、中小企業者が産学共同研究について大学等に支払う経費の2分の1以内とし、20万円を限度とする。

- 2 補助金の交付は、1つの研究につき、1回限りとする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする中小企業者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ長泉町中小企業産学共同研究支援補助金交付申請書（様式第1号。以下「交付申請書」という。）に次に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

- (1) 研究計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) 産学研究に係る契約書の写し

- 2 中小企業者等が複数でグループを形成している場合は、グループを構成する中小企業者等のうち1社が当該グループの代表として補助金交付の申請を行うこととする。

(交付決定等)

第7条 町長は、前条に規定する申請があったときは、その内容を審査し、長泉町中小企業産学共同研究支援補助金交付決定（却下）通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

(交付の条件)

第8条 次に掲げる事項は、交付を決定する際の条件となるものとする。

- (1) 次の事項のいずれかに該当する場合は、あらかじめ町長の承認を受けなければならない。
 - ア 研究の内容を変更しようとする場合
 - イ 研究に要する経費に対して20%を超える額の変更をしようとする場合
 - ウ 研究を中止し、又は廃止しようとする場合
- (2) 研究の遂行が困難となった場合は、速やかに町長に報告し、その指示を受けなければならない。
- (3) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書

類を補助金の交付を受けた年度終了後 5 年間保管しなければならない。

(変更等の承認申請)

第 9 条 前条第 1 号の規定により町長の承認を受けようとする申請者は、長泉町中小企業産学共同研究変更等承認申請書（様式第 5 号）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

(1) 変更研究計画書（様式第 2 号）

(2) 変更収支予算書（様式第 3 号）

(完了報告)

第10条 申請者は、研究完了後直ちに長泉町中小企業産学共同研究完了報告書（様式第 6 号）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

(1) 実績報告書（様式第 2 号）

(2) 収支決算書（様式第 3 号）

(3) 大学等からの請求書の写し

(交付の確定)

第11条 町長は、前条の規定により完了報告を受けたときは、その内容を審査し、長泉町中小企業産学共同研究支援補助金交付確定通知書（様式第 7 号。以下「確定通知書」という。）により通知するものとする。

(補助金の請求)

第12条 申請者は、確定通知書を受領した日から起算して10日以内に長泉町中小企業産学共同研究支援補助金請求書（概算払請求書）（様式第 8 号）を町長に提出するものとする。

(概算払)

第13条 申請者は、補助対象事業の完了前に補助金の概算払を受けようとするときは、交付申請書に資金状況調べ（様式第 9 号）を添付して、町長に提出しなければならない。

2 申請者は、補助金の概算払を請求しようとするときは、長泉町中小企業産学共同研究支援補助金請求書（概算払請求書）を町長に提出しなければならない。

3 前 2 項の規定により補助金の概算払を受けたときは、補助対象研究完了後精算するものとする。

(交付の決定の取消し及び補助金の返還)

第14条 町長は、補助金の交付決定又は交付を受けた中小企業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は補助金を返還させることができる。

(1) この要綱に違反したとき。

(2) この要綱に基づき提出された書類に虚偽の記載があったとき。

(町の事業への協力)

第15条 この要綱に基づき補助金の交付を受けた中小企業者は、町が行う各種産業振興事業に協力するものとする。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成22年4月1日から施行し、施行日以降に契約締結された産学共同研究から対象とする。

(失効)

2 この告示は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。

一部改正〔平成25年告示4号の5・28年27号の2・31年13号・令和元年19号〕

附 則（平成25年2月15日告示第4号の5）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成28年3月25日告示第27号の2）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成28年3月28日告示第67号）

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成31年2月8日告示第13号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年8月27日告示第19号）

この告示は、令和2年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規程は公布の日から施行する。

附 則（令和元年9月26日告示第31号）

(施行期日)

1 この告示は、公示の日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際現に改正前のそれぞれの告示の様式により提出されている申請書等は、改正後のそれぞれの告示の相当する様式により提出された申請書等とみなす。

- 3 この告示の施行の際現に改正前のそれぞれの告示の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。